

8-5
参考資料
No. 7



婦人の地位についての調査

中間報告書

昭和廿四年四月

勞働省婦人少年局



正誤表

頁	行	誤	正
中1頁	下ヨリ2行目	細 詳	詳 細
中9頁	上ヨリ14行目	した が	した が い
中10頁	上ヨリ9行目	未 婚 者	未 既 婚
中12頁	上ヨリ9行目	あ い す る	あ た い す る
"	下ヨリ9行目	姓 を 名 の つ け て	姓 を 名 の つ て
中13頁	上ヨリ1行及2行目	分 る	分 け る
"	上ヨリ6行目	分 る	分 け る
中14頁	上ヨリ2行目	さ せ た	さ せ た た め

(註) かゝらずがい、その他、小さい誤りの訂正は省略した。

婦人の地位についての調査

中間報告

目 次

調査概要

1.	調 査 目 的		2
2.	調 査 期 日		2
3.	調 査 地 域		2
4.	調 査 対 象		2
5.	調 査 方 法		3
6.	調 査 費		3
7.	調査表回収状況		3

調査の結果

1	どんな人達が調査されたか		4
2	策定の結果		6
(1)	終戦後婦人の地位は向上したか		6
(2)	地位の向上を妨げているものは		6
(3)	地位をもつと高めるには		7
(4)	男女同席の会合において自由に意見を 発表出来るか		8
(5)	男の人との議論をどう思ふか		8
(6)	家計への補助の程度		9
(7)	家計の担当者は誰か		9
(8)	家庭内の問題決定に対する発言		10
(9)	会合への出席状況		10
(10)	新聞を読んでいる割合		11
(11)	近所では誰が何を話しているか		11
(12)	選挙権の行使状況		12
(13)	民法に対する認識の程度		12
(14)	希望するパンフレット又はリーフレット		13

(注 記)

この報告書は調査の結果をわけて簡単に全口集計のみを要約したものである。府県別年令別学別未婚既婚別等の詳細な結果は別に作成する。最終報告書について見うけたい。

調 査 概 要

1. 調査目的

本調査は去る4月10日から1週間、全口的に行われた婦人通商中の行事の一つとして全口各府県で開催した講演会、討論会、座談会等に参加した婦人がどのような意識に動しているか、実生活面ではどういった状態にあるか、又婦人解放についてどのような考へをもっているか等を知り、次の婦人通商の参考とし、あわせて今後の家庭教育の対策資料とするために行つたもので、特に次の諸点について婦人参加者の実状を調査したものである。

- (1) 昭和22年5月に新憲法が実施されて以来、日常生活において婦人の地位はどのように変化したか、更にこれに対する婦人参加者の認識の程度を明らかにすること
- (2) 女性の発言に対する考え方及態度を知ること
- (3) 経済面からみた婦人の地位の現状を明確にすること
- (4) 多く読まれている雑誌を通じて教養の程度及傾向を推察すること
- (5) 政治、法律に対する関心と理解を把握すること

2. 調査期日

昭和24年4月10日 ——— 16日

3. 調査地域

全口各都道府県（大阪府及長崎県は現地の都合により調査を実施せず、山梨県は事故のため回収不能）

4. 調査対象

主眼抽出としては対象が広がり完全な調査とはならないのであるが予算の奥もあり、4月10日からの第一回婦人通商中の行事の一つとして各地で開催された講演会、討論会、座談会等に参加する婦人の簡層をも併せて調査したい希望から、各県一ヶ所を選定し、これらの会合に参加する婦人を対象にとることとした。この制限としてこのような会合に参加する比較的若い意識を持つ婦人層が対象とな

つたため、この調査に現れたものは一般婦人大衆の現状よりはるかに意識の高いものになつたと推察されるので、これを参考にされる方々は、その点を充分御承知の上御覧いただきたい。

5. 調査方法

前記会合の未会者中、婦人のみを対象として入口で渡し、各自に記入を願ひ、休憩又は散会の時に之を取まとり回収した。

6. 調査員

野付省婦人少年労働婦人課長 廣田 各地方婦人室長等

7. 調査票回収状況

回収された調査票の中から質問に対する答に○をつけるもの欄のうち7つ以上答えたものを有効とし、それ以下のものは無効として整理した結果、ノノノア8枚の配布に対し北海道は未報告のため除く）約51%の57ノノ枚が有効として集計された。各都道府県別回収状態は次表の通りである。

縣別	配行票	有効回収票数	縣別	配行票	有効回収票数
(1) 北海道	—	79	(25) 滋賀	183	110
(2) 青森	127	47	(26) 京都	177	37
(3) 岩手	50	35	(27) 大阪	0	0
(4) 宮城	190	114	(28) 兵庫	800	423
(5) 秋田	250	66	(29) 奈良	226	68
(6) 山形	250	84	(30) 和歌山	100	67
(7) 福島	350	55	(31) 鳥取	240	92
(8) 茨城	250	96	(32) 島根	250	216
(9) 栃木	250	92	(33) 岡山	309	302
(10) 群馬	250	58	(34) 広島	350	160
(11) 埼玉	250	86	(35) 山口	240	88
(12) 千葉	180	82	(36) 徳島	250	139
(13) 東京	1000	483	(37) 香川	60	60
(14) 神奈川	333	226	(38) 愛媛	210	109
(15) 新潟	350	133	(39) 高知	80	70
(16) 富山	215	147	(40) 福岡	535	144
(17) 石川	230	93	(41) 佐賀	205	148
(18) 福井	221	160	(42) 長崎	0	0
(19) 山梨	0	0	(43) 熊本	245	98
(20) 長野	290	183	(44) 大分	250	174
(21) 岐阜	244	204	(45) 宮崎	250	106
(22) 静岡	68	55	(46) 鹿児島	250	206
(23) 愛知	500	178			
(24) 三重	118	95	合 計	11,178	5711

調査の結果

／ どのくらいが調査されたか

全口調査期間の会合のうち各府県別に一ヶ所での調査を行つたのであるが、調査結果の分析に入る前に5711名の導入の年令、学歴、職業の有無、本人及び家庭の職業別を説明し、色々な意見の母体構造を明らかにしておきたい。

甲 令

第 一 表

種 数	5711	100%	100% (1)
20才未満	273	5	16
20 — 29	1800	32	27
30 — 39	1154	20	21
40 — 49	1405	24	16
50 — 59	492	9	12
60才以上	77	1	8
記入なし	510	9	—

(1) 昭和22年口事調査による全口女子の年齢分布 15才—69才=100

定ウ年令であるが第一表に示すように20才代の出席が一割多く、
 20才代24%、30才代20%となり、他は引はたして
 出席率が下つてゐる。これを全口の子の年令分布とくらべてみる
 と20才代及び40才代の出席者が特に多かつたことを示している。

甲 令 第 二 表

種 数	5711	100%	100% (1)
不 就 学	0	0	4
小 学	445	8	80
高 等	1565	27	88
女 性	78	1	7
女 性	2375	42	23
男 性	92	2	2
専 業	494	9	1
大 任	6	0*	0*
大 卒	12	0*	0*
記入なし	647	11	0*

* 1%未満

(1) 昭和22年8月のよめがさ能力調査の結果による全口女子の学歴分布

此調査の調査 第 三 表

種 数	5711	100%
未 婚	1800	32
有 夫	2693	47
既 婚 別	628	11
記入なし	590	10

一面的に云へば小学校卒業生及び
 高等小学校卒業生が大勢数を占め
 ているのであるが、この調査につい
 ては女学生卒業生が最も多く、総数
 の半分以上37.5%にのぼつてゐる。
 こゝも調査対象のとき述べた通り
 この世の全口に利用した比較的意
 識の高い婦人の集りであつたため
 に思考される。これを昨年8月に
 施行したよめがさ能力調査の結果
 による全口女子の学歴分布と比較
 してみると第二表の通りである。

有夫の婦人が約半数に近い47%
 出席しているが、たゞは家庭の仕
 事を持つてゐる婦人の出席者がど
 のように多かつたこととはやはりこ
 れらの参加意識が意識の高い婦人
 選であつたからであらう。

自分の職業

前表において既婚者が58%あつたのにくらべ家庭婦人が36%となつてゐることは、現在の社会的経済的條件の下で、有夫の婦人、或は未亡人の職場進出が相当多くなつてゐることを示してゐるといへよう。

第 四 表		
總 計	5711	100%
家 庭 婦 人	2060	36
俸給生活者	1879	33
商 業	150	3
学 生	174	3
そ の 他	250	4
記 入 な し	1197	21

家の職業

家庭の職業別から見て俸給生活者が30%を占めてゐることは、この調査が大体に於いて、職方所在地の如き軒縣内の大都市に於て行われた結果であつて、法寄つた対象によるものであることを充分参酌されたい。

第 五 表		
總 数	5711	100%
俸給生活者	1720	30
工 業	170	3
商 業	425	8
農 業	862	15
漁 業	17	0*
そ の 他	207	4
記 入 な し	2310	40

2. 集計の結果

あなたは終戦前と今日と比べて毎日の生活において、婦人の地位が向上したと思ひますか

相当向上したと思ふ 14 %
 少しは向上したと思ふ 70 %
 向上したと思ひぬ 12 %
 わ か ら な い 2 %
 記 入 な し 2 %

計100%

上の質問に対して「少しは向上したと思ふ」と答へた者が70%あつたことは一應うなづけることである。

あなたは婦人の地位の向上を妨げているものは、何だと思ひますか

従来の封建性及び偏習の残存 32 %

男性及び世人の無理解 26 %

家系の不合理	22%
婦人の無自覚と消極性	21%
経済の不安定	11%
教育程度の低いこと	7%
政治及び社会機構の悪いこと	2%
社会施設及び社会教育施設の不備	4%
婦人の経済的独立の欠乏	0%*
子供の多いこと	0%*
その他	0%*
記入なし	25%

(註)* 1%未満

この調査については数回の回答を許した力で合計は100%を越す。男女性別が認められて憲法は家庭内における婦人の立場を保障し、婦人にも参政権が与えられ、教育上の機会均等も実現したが婦人の地位はまだ、實質的には従くその向上を妨げているものが甚多ある。この調査に現れた婦人の声はやはり従来封建性や習慣が婦人の地位の向上を妨げる第一に位し、32%を示し、その他でも男性や世人の理解とか、家系の不合理の如き、旧来の慣習や封建性を示すものが高率である。記入なしが25%あるということは向上を妨げる要因を把握していない婦人がこうした会合に出席してゐる婦人選の中にさへ相当数あることを示してゐる。

あなたは「婦人の地位」をもつと高めるには、とつしたら良いと思ひますか。

婦人が自覚し積極性を持ち教養を高める	55%
家庭生活の合理化	21%
男性及び世人の理解	14%
教育の向上	8%
社会施設及び社会教育施設の充実	3%
婦人の経済的独立	2%
婦人組織の重要性	2%
経済の安定	2%
従来封建性及び慣習の打破	2%
政治、経済、社会の変革	1%

産児制限	0%
その他	0%
記入なし	25%

(註) * 1%未満

この項については数回の間答を許したので満点は100を越す。婦人の地位を高めるための方法を聞いてみると、妨げるものが社会の封建性や慣習等が最も多くあつたのに引きかへ、婦人の自覚、養育性が他を引きはなした最も率約55%を占めている。これは封建性を打破するためにも婦人自らの努力が先決問題であり、このことを自覚しているとみるべきであらう。

なほ主要としては少ないが「社会教育施設の充実」、「教育の向上」、「婦人の経済的独立」、「婦人の組織」等のように具体的な形で地位を高める方法をあげていることは、注目すべきである。

しかも、一般的に二階、三階を通じて男女の平等は婦人の地位の向上ということが莫然とした形としての把握されていないといえるであらう。

あなたは男の人とも一階の会合で、自由な発言をどんな程度を發表することが出来るか

できる	22%
時によつてできる	54%
できない	7%
そのような会合に出たことがない	15%

記入なし	2%
計	100%

この項に対する答には、はつきり「できる」といつている者が第二位の22%あつたことは、婦人が尙尙養育性になつてゐることを示してゐる。

あなたは女の人が男の人たちと議論をするのは良い事だと思ひますか

いゝと思う	78%
あまり感心しない	16%
わからない	2%
記入なし	4%
計	100%

男女同権が法的に保証されてから　すでに三年　78%という率が示す通り大部分のものが「いゝと思う」と答えてゐるが「あまり感心しない」とするものが16%ある

「いゝと思う」若「あまり感心しない」者のうちわけを年齢別に比べてみると

	いゝと思う	あまり感心しない
20才未満	87%	7%
20 ～ 29	87%	9%
30 ～ 39	76%	17%
40 ～ 49	70%	22%
50 ～ 59	72%	23%
60以上	64%	22%
記入なし	71%	20%

となり年をとるにしたが「いゝと思う」者の率は下り「あまり感心しない」者の率は上昇している。これで見るとやはり若い者の方が積極的であるといえよう。

あなたは内職をしたりお母や夫の仕事を手伝つたり　あるいは外に出て働いたりしてどの位家計を助けていますか

半分以上	20%
半分くらい	20%
半分以下	28%
全然助けない	22%
記入なし	計 10%
	100%

家計を助けている者のうち「半分くらい」以上の者が40%約半数にのぼつてゐるが　半分以上の中には全部を自ら負担している未婚人が多いことは当然であると同時に戦後の社会状態は、経済的な要需が婦人にも重くかゝつてきていることを示しているのではあるまいか

日常の家計費は誰があづかっていますか

全部自分が全部あずかっている	43%
毎月きまつた額だけあづかる	9%
成金のたびにもらう	16%
共有して誰ともきまつてあずかつて	
いるものがない	8%
他の人があづかつていて関係がない	15%
記入なし	9%
計	100%

この問題については、年令別、未婚者別等により相当の相違があると思われるが、調査報告書で述べることにはしたい。

あなたは家族の大事な問題(たとへば子供の学校の問題とか結婚の問題など)の決定に自由に意見を述べますか

かべる	85%
えんりよする	7%
できない	8%
記入なし	6%
計	100%

「意見を述べる」者が85%と大多数であるが、未だに「えんりよする」者が7%、「できない」者が8%ある。

あなたは婦人会、青年会、組合、あるいは研究会、修養会のような会合に出席しますか

よく出席する	38%
時々出席する	47%
出席しない	13%
記入なし	2%
計	100%

「時々出席する」者が約半数に近く次いで「よく出席する」に○をつけた者が多かった。注目すべきはこの調査を実施した会合に出席しながら「出席しない」と答えた13%の者であつて婦人連帯が修養会合に出席し

なかつた婦人にも大きな影響力をもつたことが推察される。

あなたは 新聞を読みますか

毎 日 よ む		80%
時 々 よ む		19%
よ ま な い		1%
配 入 な い		0%
	計	100%

あなたが 先月読んだ雑誌の名前を全部書いて下さい

まず、雑誌を読んだ者、読まなかつた者をわけてみると、読んだ者は57/11名中42/5名で全体の74%、読まなかつた者は26%であつた。雑誌の種類は非常に多く、一応最も読む者の多い方から6種を抽出して調査人数57/11名に対する率をとつてみると

主 婦 の 友		16%
主婦 と 生活		14%
リーダースダイジェスト		13%
婦 人 生 活		13%
婦 人 倶 楽 部		12%
婦 人 世 界		11%
そ の 他		9.5%
配 入 な し		26%

となつてゐる。以上により未だに婦人の読書レベルは婦人雑誌の程度であることを示しているが、だゞリーダースダイジェストが三位に進出していることは注目すべきである。なお、雑誌を読んだ者の平均一人当りの冊数は2.4冊である。

雑誌を読まなかつた者のなかには近頃の婦人雑誌はつまらないからと答へている者もあり、第3問の「婦人の地位はどうしたら向上できるか」に対しても、少数ではあるが、婦人雑誌の質をよくすると答へた者があつた。

あなたは1月23日の家族裁判員の選挙のとき投票しましたか。

	投票者の21.4%	全口女子投票率
投票した	81%	74%
投票しなかった	3%	6%
選挙権がない	14%	
記入なし	2%	

投票した者は81%の高率を示し、総数5711名中から選挙権のない者をのぞいて率をとつてみると74%である。これを去る1月23日の全口女子投票率68%に比べると特別意識の高い婦人が対象となつた会合での調査であつたといふ特長にあいするものである。

次の場合新しい民法の條文ではどうなつておますか

(1) 女の人が結婚したとき姓はどうなりますか

協議の上でさめる	16%
どちらでもよい	26%
自由	13%
相手の姓になる	14%
その他	3%
記入なし	29%
計	100%

(註) その他には夫と妻が従来通りの別々の姓を名のつけていふとか、全く新しい姓を採るといったようなものが入つてゐる。

新民法における「結婚後の姓はどうなるか」という問に対してはつさり理解して「協議の上でさめる」と正しく答えた者が全体の16%、突然とわかつて「どちらでもよい」が26%、「自由」といふのが13%であるが、未だに旧民法通りに「相手の姓になる」と答へたものが14%となつてゐる。

(2) 夫婦に男の子が二人、女の子が一人いる家族で夫がなくなつたとき誰が財産を相続しますか

妻が $\frac{1}{3}$ 残りを3人の子供が平等に分る	18%
妻が $\frac{1}{2}$ 残りを3人の子供が平等に分る	13%
みんなで平等に分ける	13%
妻のみ相続する	11%
長男のみ相続する	8%
子供のみで平等に分る	4%
誰か子供のうち一人が相続する	2%
その他	4%

記入なし 計 $\frac{27}{100\%}$

(註) その他には 上の分類に入れてないような少数のもの 例へば 長男 妻 次男 女の子とそれぞれ率の違うもの相続人が $\frac{1}{2}$ 残りを子供2人で分けるなど

財産相続については「妻が $\frac{1}{3}$ 残りを3人の子供で平等に分ける」と正しい答をした者が18% 分配の率を間違えて「妻が $\frac{1}{2}$ 残りを3人の子供で平等に分ける」と答えた者が13% 「妻も子供も平等に分ける」といふのが13%であるが「長男のみ相続する」と答えた者(8%)や「誰か子供のうち一人が相続する」(2%)と云つて家を継がせるといふ氣持の残っている者が全体の約10%となつてゐる。また 未だに妻には権利がないと考えている者が14%あり それとは逆に妻だけが相続すると考えている者が11%ある

婦人少年時では 色々なパンフレットやリーフレットを出していますが みなさんはどんな内容のものが欲しいですか

家庭生活を合理化するための料理や家事の知識	60%
産児制限	15%
養育に関するもの	47%
妊娠と育児に関するもの	15%
婦人に関係のある法律の解説	42%
外国の婦人の地位について	31%
その他	3%

ほしいものはいくつでも 希望させた計は100を越すが 希望の第一位は「家庭生活を合理化するための料理や家事の智識」總数の60%が希望している。特に注意したいのは「婦人に関係のある法律の解説」を希望する者が4スルもあることで、社会の变化、婦人の進歩を物語るものであろう。

婦人の地位についての調査

労働省婦人少年局 1949年4月

お願い { (1) 必要なところに○をつけて下さい
(2) 必要なところに記入して下さい

1. あなたは終戦前と今日と比べて毎日の生活において婦人の地位が向上したと思いますか。

- イ. 相当向上したと思う。 ロ. 少しは向上したと思う。
ハ. 向上したと思わない。 ニ. わからない。

2. あなたは婦人の地位の向上を妨げているものは何だと思いますか。

(簡単に個條書にして下さい)

3. あなたは婦人の地位をもつと高めるにはどうしたらいいと思いますか。

(簡単に個條書にして下さい)

4. あなたは男の人もしよの會合で自由な氣持でどんどん意見を發表することが出来ますか。

- イ. できる。 ロ. 時によつてできる。 ハ. 出来ない。
ニ. そのような會合に出たことがない。

5. あなたは女の人が男の人たちと議論をするのは良いことだと思いますか。

- イ. いゝと思う。 ロ. あまり感心しない ハ. わからない。

6. あなたは内職をしたり、お店や夫の仕事を手傳つたり、あるいは外に出て働いたりしてどの位家計を助けていますか。(お店や農業を手傳っている人はそのために働らく時間で考えて下さい。)

- イ. 半分以上。 ロ. 半分くらい。 ハ. 半分以下。 ニ. 全然助けない

7. 日常の家計費は誰があづかっていますか。

- イ. 全部自分があづかっている。 ロ. 毎月きまつた額だけあづかる。
ハ. 必要のたびにもらう。 ニ. 共有して誰ともきまつてあづかっているものがない。
ホ. 他の人があづかつていて関係がない。

8. あなたは家族の大事な問題(たとえば子供の學校の問題とか、結婚の問題など)の決定に自由に意見を述べますか。

- イ. のべる。 ロ. えんりよする。 ハ. できない。

(裏へつゞく)

9. あなたは婦人會、青年會、組合あるいは研究會、修養會のような會合に出席しますか。

イ. よく出席する。 ロ. 時々出席する ハ. 出席しない。

なぜ出席しませんか。(理由を簡単に書いて下さい)

10. あなたは新聞をよみますか。

イ. 毎日よむ。 ロ. 時々よむ。 ハ. よまない。

なぜよまないのですか。(理由を簡単に書いて下さい)

11. あなたが先月讀んだ雑誌の名前を全部書いて下さい。

12. あなたは一月二十三日の衆議院議員の選挙のとき投票しましたか。

イ. 投票した。 ロ. 投票しなかつた。 ハ. 投票権がない。

13. 次の場合に新しい民法の條文ではどうなつていますか。

(1) 女の人が結婚したとき姓はどうなりますか。

(2) 夫婦に男の子が二人。女の子が一人居る家庭で夫が亡くなつた時誰が財産を相続しますか。

14. 婦人少年局では色々なパンフレットやリーフレットを出していますがみなさんはどんな内容のものが欲しいですか。

イ. 家庭生活を合理化するための料理や家事の知識。 ロ. 産児制限。
ハ. 修養に関するもの。 ニ. 妊娠と育児に関するもの。 ホ. 婦人に關係のある法律の解説。
ヘ. 外國の婦人の地位について。 ト. その他。(なんでも書いて下さい)

名前はいりません	年齢数え年	才	未婚	有夫	死別又は離婚
學歷	小卒 高卒	女在	女卒	専在 専卒	大在 大卒
職業	(自分の職業)	家庭婦人	俸給生活者	商業	學生 その他()
	(夫又は家の職業)	俸給生活者	工業	商業 農業 漁業	その他()
家族数	名	あなたと世帯主との続柄 ()			
家族はだれだれですか(世帯主との続柄で書いて下さい)					



